

お知らせ

記者発表資料 令和4年10月28日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、取締役会長及び元専務執行役員、執行役員が贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

- ①株式会社KADOKAWA 東京都千代田区富士見2丁目13番3号  
②株式会社大広 大阪府大阪市北区中之島2丁目2番7号

2. 指名停止措置期間

- ①令和4年10月28日～令和5年1月27日（3ヶ月）  
②令和4年10月28日～令和4年11月27日（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

- ①当該業者の取締役会長及び元専務執行役員は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるスポンサー選定などで有利な取り計らいを受けるために、当時の大会組織委員会理事らに組織委員会側に対する働きかけを依頼し、その謝礼を渡したとして、元専務執行役員が令和4年9月6日取締役会長が令和4年9月14日、贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。  
②当該業者の執行役員は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大会スポンサーの契約業務などを担当する販売協力代理店に選定されるよう、当時の大会組織委員会理事らに組織委員会のマーケティング専任代理店側に対する働きかけを依頼し、その謝礼を渡したとして、令和4年9月27日、贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、①株式会社KADOKAWAは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」にて準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第4号イ（贈賄）、②株式会社大広は、別表第2第4号ロ（贈賄）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第4号>

措置要件	期間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から <u>3ヶ月以上9ヶ月以内</u> <u>1ヶ月以上3ヶ月以内</u>



国土を整え、全力で備える

国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約課長

はらだ あきのり  
原田 明典 (内線2511)

◎総務部 専門調査官

ながさき なおき  
長崎 直生 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約管理官

にいばやし けんじ  
新林 健二 (内線130)

◎総務部 経理調達課 専門官

ほりた ゆたか  
堀田 裕 (内線132)